

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請添付書類一覧表

【申請者が法人の場合】

※申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。

No.	添付書類	新規	更新	変更
1	事業計画の概要を記載した書類	●	△	●
	(同 (第1面)) (※1)	●	△	●
	(同 (第2面)) (駐車場の付近の見取図も含む)	●	●	●
	(同 (第3面))	●	△	●
	(同 (第4面))	●	△	●
2	車両に関する書類	●		△
	① 車両の写真又は構造図 (第6面)	●		△
	② 車検証の写し (他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付)	●		△
3	③ 運搬容器を使用する場合は、構造図又は写真 (第7面)	●		△
	産業廃棄物の収集運搬に関する講習 (特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習) の修了証の写し (受講者は、役員又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。)	●	●	●
4	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (第8面)	●	●	●
5	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書 (販売費及び一般管理費の内訳、売上 (又は製造等) 原価の内訳を含む。)、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書 (その1)、確定申告書の写し (別表1 (1)、別表4) (※2)	●	●	●
6	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	△	△	△
7	事務所付近の見取図	●		△
8	定款 (又は寄附行為) 及び登記事項証明書 (※3) (定款、寄附行為は原本証明をしてください)	●	●	●
9	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 (第10面)	●	●	●
10	法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し (※4) 並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (※5)	●	●	●
11	発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し (※4) 並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (※5) (これらの者が法人の場合は登記事項証明書 (※3))	●	●	●
12	政令使用人に関する書類	●	●	●
	① 令第6条の10に規定する使用人 (政令使用人) がある場合には、その者の住民票の写し (※4) 並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (※5)	●	●	●
13	② その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店や事業場等の代表者である場合は、政令使用人に該当する旨の証明書	●	●	●
	積替え保管に関する書類 (積替え保管を含む場合)	●		△
	① 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書、保管計画書及び付近の見取図	●		△
	② 当該土地の登記事項証明書 (申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付)	●		△
	③ 積替え保管施設が建物内にある場合は、その建物の登記事項証明書 (申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付)	●		△
	④ 公図 (事業場の範囲、保管場所の位置を記載してください)	●		△
	⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書 (公道等を挟んでいる土地は不用)	●		△
⑥ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況票	●		△	
	⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●		△

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請添付書類一覧表
【申請者が法人の場合】

No.	添付書類	新規	更新	変更
14	<p>今後5年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書</p> <p>積替保管を含まない場合 (1) 提出が必須の場合 ①営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満、かつ、直前3年間の経常利益金額等(経常利益の金額に減価償却費の額を加えて得た額)の平均値及び直前の経常利益等金額が共にマイナスである。 イ 債務超過、かつ、直前3年間の経常利益等金額の平均値がマイナス、かつ、直前の経常利益等金額がプラスである。 ②営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。</p> <p>積替保管を含む場合 (1) 提出が必須の場合 ①営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満である。(直前3年間の経常利益金額等の平均値及び直前の経常利益金額等が共にプラスである場合を除く。) イ 債務超過である。(直前3年間の経常利益等金額の平均値及び直前の経常利益等金額が共にマイナスである場合を除く。) ②営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。</p>	△	△	△
15	更新時に優良		●	
16	<p>認定を受けようとする場合に必要な書類 (詳細は「優良産業廃棄物処理業者認定等申請添付書類一覧表」を参照してください。)</p> <p>「産廃情報ネット」上で規則第9条の3第2号(特別管理産業廃棄物の場合は規則第10条の12の2第2号)に規定する公表事項の情報を公表・更新している旨の証明書又は自らのホームページにおいて情報を公表・更新した時点における該当部分をプリントアウトしたもの(申請の前6月間分のもの。既に愛知県で認定を受けている場合は、前回認定に係る許可日から申請の日までのもの。)</p>		●	
17	IS014001又はエコアクション21の認証書の写し(受付時に原本が必要)		●	
18	電子マニフェストの加入証の写し又はJWNETの加入者ページから印刷した加入証		●	
19	消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、固定資産税の納税証明書及び社会保険料、労働保険料の納入証明書		●	

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの(更新・変更の場合は現行許可の内容に変更のある場合のみ添付が必要なもの。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。)

※1…予定運搬先が愛知県許可以外の処理業者の場合は当該地における申請者の収集運搬業の許可証及び運搬業者の処分業の許可証の写しを添付してください。

※2…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付してください。電子申請を行っている場合は申請時の受信通知を添付してください。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。

※3…履歴事項全部証明書

※4…住民票の写しは、本籍(外国人にあつては国籍)の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※5…成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は未成年者の場合には提出不要です。

(注1) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

(注2) PCB 廃棄物の運搬については、これ以外にも添付書類が必要になりますので、申請窓口でご確認ください。

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請添付書類一覧表

【申請者が個人の場合】

※申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。

No.	添付書類	新規	更新	変更
1	事業計画の概要を記載した書類	●	△	●
	(様式第六号の二(第1面)) (※1)	●	●	●
	(同(第2面)) (駐車場の付近の見取図も含む)	●	△	●
	(同(第3面))	●	△	●
	(同(第4面))	●	△	●
2	車両に関する書類	●		△
	① 車両の写真又は構造図(第6面)	●		△
	② 車検証の写し(他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付)	●		△
3	③ 運搬容器を使用する場合は、構造図又は写真(第7面)	●		△
	産業廃棄物の収集運搬に関する講習(特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習)の修了証の写し(受講者は、本人又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。)	●	●	●
4	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(第8面)	●	●	●
5	資産に関する調書(第9面)、直前3年の所得税の納税証明書(その1)、確定申告書の写し(第1表)(※2)、青色申告の場合は直前事業年度の貸借対照表	●	●	●
6	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	△	△	△
7	事務所付近の見取図	●		
8	申請者の住民票の写し(※3)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(※4)	●	●	●
9	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面(第10面)	●	●	●
10	政令使用人に関する書類	●	●	●
	令第6条の10に規定する使用人(政令使用人)がある場合には、その者の住民票の写し(※3)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(※4) その者が政令使用人に該当する旨の証明書	●	●	●
11	積替え保管に関する書類(積替え保管を含む場合)	●		△
	① 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、保管計画書及び付近の見取図	●		△
	② 当該土地の登記事項証明書(申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付)	●		△
	③ 積替え保管施設が建物内にある場合は、その建物の登記事項証明書(申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付)	●		△
	④ 公図(事業場の範囲、保管場所の位置を記載してください)	●		△
	⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書(公道等を挟んでいる土地は不用)	●		△
	⑥ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況票	●		△
⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●		△	

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請添付書類一覧表

【申請者が個人の場合】

No.	添付書類	新規	更新	変更
1 2	<p>今後5年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書</p> <p>【積替保管を含まない場合】</p> <p>(1) 提出が必須の場合</p> <p>①営業実績が3年以上ある場合で、負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。</p> <p>②営業実績が3年に満たないとき</p> <p>(2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。</p> <p>【積替保管を含む場合】</p> <p>(1) 提出が必須の場合</p> <p>①営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア 負債が資産以下で、直前3年において所得税を納付していない年がある。</p> <p>イ 負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。</p> <p>②営業実績が3年に満たないとき</p> <p>(2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。</p>	△	△	△
1 3	<p>更新時に優良認定を受けようとする場合に必要書類</p> <p>(詳細は「優良産業廃棄物処理業者認定等申請添付書類一覧表」を参照してください。)</p> <p>IS014001 又はエコアクション21の認証書の写し(受付時に原本が必要)</p> <p>電子マニフェストの加入証の写し又はJWNETの加入者ページから印刷した加入証</p> <p>消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、固定資産税の納税証明書及び社会保険料、労働保険料の納入証明書</p>		●	
1 4			●	
1 5			●	
1 6			●	
1 7			●	

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの(更新・変更の場合は現行許可の内容に変更のある場合のみ添付が必要なもの。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。)

※1…予定運搬先が愛知県許可以外の処理業者の場合は当該地における申請者の収集運搬業の許可証及び運搬先業者の処分業の許可証の写しを添付してください。

※2…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付してください。電子申請を行っている場合は申請時の受信通知を添付してください。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。マイナンバーが記載されている部分は黒塗り等で消した上でコピーしてください。

※3…住民票の写しは、本籍(外国人にあっては国籍)の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※4…成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は未成年者の場合には提出不要です。

(注1) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

(注2) PCB 廃棄物の運搬については、これ以外にも添付書類が必要になりますので、申請窓口でご確認ください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額	
		本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	住
		割 合	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

駐車場の所在地

※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請書の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号			
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業所名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>		
	撮影	年	月 日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途			
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器の全体が写るように撮影すること。					
			<table border="1"><tr><td data-bbox="1002 1048 1107 1108">撮影</td><td data-bbox="1107 1048 1444 1108">年 月 日</td></tr></table>	撮影	年 月 日
撮影	年 月 日				

運搬容器等の名称		用途			
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器の全体が写るように撮影すること。					
			<table border="1"><tr><td data-bbox="1002 1973 1107 2033">撮影</td><td data-bbox="1107 1973 1444 2033">年 月 日</td></tr></table>	撮影	年 月 日
撮影	年 月 日				

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(日本工業規格 A列4番)

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

保 管 計 画 書

産業廃棄物の種類	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
合計	品目				
所在地		管理責任者			
全体面積	保管面積 (合計)		保管容積 (合計)		
m ²	m ²		m ³		

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。

注2) ※には記入しないでください。